

## 10月1日以降の学校教育活動・社会教育施設等について

10月1日以降の学校教育活動・社会教育施設等については、以下のとおりとする。  
なお、今回の対応は現時点のものであり、今後の感染状況により変更することがある。

### 【学校教育活動について】

○学校行事は、規模を縮小したり、活動内容を工夫したりして感染症対策を講じた上で実施することを可能とする。

○部活動を再開し、活動する範囲は、市内とする。

※公式戦等への参加については、主催者の感染防止のためのガイドラインを遵守するとともに、感染防止対策を講じた上で可能とする。

以下については継続する。

- ・同居する家族に発熱等の風邪症状等がある場合は、その児童生徒の登校について控えるよう家庭への協力をお願いする。
- ・校内で感染が確認された場合は、保健所と協議し、必要に応じて学級、学年閉鎖、場合によっては臨時休校の対応を取る。また、その場合はプリント学習だけでなく、タブレット端末を使った取組ができるようとする。
- ・児童生徒が感染した場合や濃厚接触者等に特定された場合は、出席停止の措置をとる。
- ・教職員についても風邪症状等がある場合は、出勤を控えるよう周知徹底する。

### 【社会教育施設等について】

○社会教育施設については、通常どおり開館する。

○学校施設開放事業については、再開する。

令和3年9月29日  
第45回新型コロナウイルス  
感染症対策本部会議資料  
岡山っ子育成局

## 10月1日以降の保育園等の対応について

### 1 対象施設 保育園、認定こども園、市立幼稚園

### 2 各施設の対応

引き続き感染症対策を徹底したうえで、通常どおり開園する。なお、8月27日(金)から行っている「家庭での保育の協力依頼」及びこの依頼に伴う保育料等の取扱いについては、9月30日(木)をもって終了する。(10月1日以降は、通常どおり保育料及び副食費が必要となる。)

#### 【参考】8月27日(金)から9月30日(木)までの保育料等の取扱い

種別	保育料(3歳未満児)	副食費(3歳以上児)
保育園	日割り還付(1日以上)	1か月のうち6日以上欠席の場合半額減免
認定こども園		
市立幼稚園		

### 3 感染症対策について【継続して実施する取組】

- (1)これまで行ってきた登園前の検温、手洗いや消毒の徹底、3密を避ける工夫、風邪症状等の体調不良時には登園や出勤(園の職員)を控えてもらう等の感染対策については、子どもの安全を確保するため、引き続き徹底して行うものとする。
- (2)園内で感染者が確認された場合には、保健所と協議し、必要に応じて、クラス閉鎖・休園等の対応をとっていくものとする。

## 10月1日以後の放課後児童クラブ等の対応

### 1 各施設の対応

種別	対応	利用料	おやつ代	期間
放課後児童クラブ 開所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き感染症対策を徹底したうえで、通常どおりの開所とする。</li> <li>・小学校の扱いに準じ、小学校が「出席停止」扱いとした児童は利用を控えるなども利用を控える協力依頼に伴う日割還付に、小学校が学級閉鎖等の対応を取った場合の対象児童は利用できない扱いとする。</li> <li>・利用児童に感染が確認された場合は、保健所と協議し、クラブの一部または全部を開所する場合がある。</li> <li>・利用を控える協力依頼は、9月30日(木)をもって終了とする。</li> </ul>			利用を控える協力依頼に伴う日割還付は、9月30日(木)をもって終了 10/1(金)～
市立児童館・児童センター	再開			
地域子育て支援拠点事業	再開			
少年自然の家	再開			

### 2 理由

引き続き最大限の感染拡大防止を図りつつ、社会生活を維持するためのセーフティネットとしての役割を果たしていく必要があるため。